

郡山市事業承継・次世代人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の持続的な発展及び円滑な事業承継の推進を図るため、次世代を担う人材の育成を目的とした研修（以下「事業」という。）を実施する郡山商工会議所に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象となる経費は別表に掲げる経費とし、補助金の額は補助対象経費の10分の3以内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 郡山商工会議所は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等実施計画書は補助事業等事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とする。

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 郡山商工会議所は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第3号様式）とし、同条の規定にするその他市長が必要と認めて指示する書類は、パンフレット等事業実施の内容が確認できるものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助対象経費の区分	補助対象経費の例
事業の実施に要する経費	報償費	講座の講師に対する謝礼金
	旅費	講座の講師に対する旅費
	需用費	パンフレット等の印刷に要する経費 事務用品等の消耗品購入に要する経費

第1号様式（第3条関係）

補助事業等事業計画書

1 事業者の概要

事業者名	
代表者名	
所在地	

2 事業の目的

--

3 事業の概要

--

4 事業の対象者

--

5 事業スケジュール

--

